

① 令和7年度 三沢市 ごみ・資源物収集日程表 (令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで)

収集町内名	区 分	もやせないごみ・粗大ごみ・資源物収集日												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
春日台・古間木 本町1.2丁目・中央町 岡三沢1.2.3.4丁目 栄町・南町・松原町	もやせるごみ 毎週 月・木 <small>※令和8年1月1日(木)は 収集いたしません。</small>	もやせないごみ	8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10
		粗大ごみ	1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3
		紙・布	4	2	6	4	1	5	3	7	5	9	6	6
		びん	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
		缶	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
		ペットボトル (月2回収集)	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
			16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

出し方のルール

- ① 収集区分を守り、午前6時30分から午前8時30分までに出す。
 - ② 自分の町内にあるごみ集積場に出す。
 - ③ 三沢市指定ごみ袋又は透明・半透明の袋に入れて出す。(粗大ごみ除く)
- ※段ボール箱の中に、ごみや資源物を入れて出さないで下さい。(段ボールは、紙の日に出して下さい。)

ごみ集積場所は、町内会でお金と人手を出し合い管理しています。みんなでキレイにしましょう!!

区分	分 け 方	出 し 方	
ごみ	もやせるごみ ●プラスチック類 ●ビニール類 ●リサイクルできない紙 紙くず・カーボン紙・ビニールコート紙など ●ゴム・革製品 ゴム手袋・ゴムホースなど ●その他 布団・マットレス(スプリングなし)・ジュータン・アルミホイール・落ち葉・草・テント(骨組なし)・ホッカイロなど	洗剤等の容器 ポリタンクぬいぐるみ 靴 バッグ 化繊衣類 生ごみ バケツ おむつ CD 貝殻 使い切ったライター 布団 ジュータン 庭木の枝・竹(長さ60cm以内)	★竹や庭木等の枝で、直径2cm未満のものは、長さ60cm以下にして束ねて下さい。 (直径2cm以上のものは、長さ60cm以下にし、清掃センターへ自分で持込みして下さい。ごみ集積場には出せません。) ★食用油は、紙などに浸すか固めて下さい。
	もやせないごみ ●金属 びんのキャップ・一斗缶など ●小型電化製品 電子レンジ・トースター・パソコン・アイロン・プリンター・ビデオデッキなど ●ガラス 化粧品のびん・電球・蛍光灯など ●陶磁器 湯飲み茶碗・皿など ●その他 スキー靴・工作用粘土・テントの骨組・水槽など	パソコン 炊飯器 電気コード やかん 植木鉢 食器類 扇風機 電子レンジ 乾電池 ガスコンロ なべ 鏡・ガラス フライパン	★ストーブは、灯油、電池を取り除いて下さい。 ★割れたガラスや包丁などは、厚紙や布に包んで危険と書いて出して下さい。 ★乾電池や蛍光灯、水銀体温計は、他のごみと混ぜないで、分けて出して下さい。
	粗大ごみ ●家具 こたつ・テーブル・ベッドなど ●その他 傘・スコップ・物干しざお・ゴルフクラブ・電気毛布・電気カーペット	タンス 傘 机・椅子・座椅子 ソファースプリング付マットレス 自転車	
資源物	紙 新聞 チラシ 週刊誌 月刊誌 カタログ 雑紙(菓子箱・ラップの箱と芯・ティッシュの箱等) 段ボール 紙パック	リサイクルできない紙、カーボン紙、ビニールコート紙などはもやせるごみへ	★紙パックは切り開いて乾かし、まとめて下さい。 ★雨天などの場合は、透明または半透明の袋に入れて下さい。
	布 ●素材が綿100%の衣類・タオル・シーツ・肌着等 (靴下・手袋など小さなものはもやせるごみへ)	衣類等	
	びん キャップや栓を取り中を水洗いする	アルミマーク製品 スチールマーク製品 食品の缶	★キャップをはずし、中を水洗いして下さい。 ★びんは袋に入れて下さい。 ただし、色別に分ける必要はありません。 ★化粧品の容器はもやせないごみ。
	缶 ●スプレー缶・カセットボンベ ●アルミ缶・スチール缶 ●缶詰、のりなどの食品の缶	中を水洗いする アルミマーク製品 スチールマーク製品 食品の缶	★飲料や食べ物の缶が対象です。 ★中を水洗いして下さい。 ※スプレー缶・カセットボンベなどは、車両火災の原因になりますので中を空にして、透明・半透明の袋に入れて出して下さい。
	ペットボトル ●水・お茶の容器 ●ジュース・酒・調味料等の容器	中を水洗いする キャップをはずす キャップはもやせるごみへ	★キャップをはずし、中を水洗いして下さい。(油の容器はもやせるごみ)

《清掃センターに持込みできる時間》 問い合わせ先：清掃センター ☎59-3331(月～金(祝日除く))
 ●月～金曜日(祝日を含む)/午前9時から午後4時30分まで
 ●土曜日(祝日を含む)/午前9時から正午まで ※日曜日は、休みのため持込みできません。
 ※引越し等による大量のごみは、自分で持込みするか、処理業者に依頼して下さい。

《年末年始の休みについて》 令和7年12月31日から令和8年1月4日まで



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3Rを実践しよう!!

- ① Reduce (リデュース) ごみを減らす
マイバッグを持参して、レジ袋を使わないなど
- ② Reuse (リユース) 繰り返し使う
シャンプーや洗剤は詰め替えて、ボトルを再利用するなど
- ③ Recycle (リサイクル) 再利用する
ペットボトル等を分別回収し、原料として再利用するなど

清掃センターで処理できないごみ ※下記のものなどは、ごみ集積場に出したり、清掃センターへの持込みはできませんので、販売店が処理業者にご相談下さい。(分解しても不可)

(主なもの)

農業 劇薬 ベンキ 消火器 ブロック・レンガ・コンクリート片 木の根 建築廃材・石膏ボード たたみ トタン

リチウムイオン電池(モバイルバッテリー等) ガスボンベ ボイラー ホームタンク ドラム缶 オイル類 バイク 農機具類 バッテリー タイヤ モーター類 流し台(壁付で工事が必要なもの)

【家電リサイクル法の対象機器】

エアコン テレビ 冷蔵庫 冷凍庫 洗濯機 乾燥機

《商店・事業所等へのお知らせ》

商店・会社・病院・飲食店などから出されるごみは、事業系ごみとなり有料です。
 自分で清掃センターに持込みするか、処理業者に依頼して下さい。